

死者情報の提供に関する取扱要綱

令和5年4月1日
決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市が保有する公文書のうち、死者に関する個人情報の提供の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護並びに適切な情報提供に努めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、福井市情報公開条例（平成8年福井市条例第29号）（以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(情報提供を求めることができる者)

第3条 死亡した本人(以下「死者」という。)の個人に関する情報の提供を求めることができる者(以下「申出者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 死者の死亡の時に死者の法定代理人であった者
- (2) 死者の相続人(財産、不法行為による損害賠償請求権その他の死者を被相続人とする相続を原因として取得した権利義務に関する情報の提供の申出をする場合に限る。)
- (3) 死者の死亡の時に死者の配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等内の血族及び1親等内の姻族をいう。)であった者(慰謝料請求権、遺贈その他の死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報の提供の申出をする場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げる者の委任による代理人
- (5) その他市長が適当と認めた者

(提供申出の手続)

第4条 申出者は、死者の個人に関する情報の提供を求める申出(以下「提供申出」という。)をするときは、死者情報提供申出書(様式第1号)(以下「申出書」という。)を実施機関に提出するものとする。

- 2 申出者は、提供申出の際、第3条各号に掲げる者に係る運転免許証、旅券及び戸籍謄本その他第3条各号に掲げる者であることを証明する書類として市長が適当と認めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 申出書を実施機関に送付して提供申出をする場合には、申出者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を実施機関に提出すれば足りる。

(1) 前項の書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であって、提供申出をする日前30日以内に作成されたもの

(3) 第3条第4号に規定する代理人の場合は、その資格を証明する委任状

4 実施機関は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、当該申出書に係る申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(提供しない情報)

第5条 実施機関は、提供申出に係る情報に条例第7条の不開示情報に該当する内容が含まれているときは、当該提供申出に係る情報を提供しないこととする。

2 条例第7条第2号については、「個人に関する情報」とあるのは「申出者及び提供申出に係る死者以外の個人に関する情報」と、「特定の個人」とあるのは「申出者及び提供申出に係る死者以外の特定の個人」と読み替えるものとする。

(情報の部分提供)

第6条 実施機関は、提供申出に係る情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に係る部分を容易に、かつ、当該提供申出の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を提供するものとする。

(情報の存否に関する情報)

第7条 提供申出があった場合において、当該提供申出に係る情報の存否を答えるだけで、不開示情報を提供することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該提供申出を拒否することができる。

(提供申出に対する措置)

第8条 実施機関は、提供申出に係る情報の全部又は一部を提供するときは、その旨の決定をし、当該提供申出に係る申出者に対し、その旨並びに提供する日時及び場所を書面により通知するものとする。ただし、当該決定の内容が、当該提供申出に係る情報の全部を提供する旨であって、申出書の提出があった日に当該情報を提供するときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、提供申出に係る情報の全部を提供しないとき(前条の規定により提供申出を拒否するとき及び提供申出に係る情報を保有していないときを含む。)は、提供しない旨の決定をし、当該提供申出に係る申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 実施機関は、第1項の規定による情報の一部を提供する旨の決定又は前項の規定による情報の全部を提供しない旨の決定をした場合(前条の規定により提供申出を拒否した場合及び提供申出に係る情報を保有していないときの当該情報の全部を提供しない旨の決定をした場合を除く。)において、当該情報の一部又は全部を提供することができることとなる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日及び提供することができる範囲を前2項の規定による通知に付記するものとする。

4 前3項の規定による通知は、死者情報提供申出回答書(様式第2号)により、行うものとする。
(提供決定等の期限)

第9条 前条第1項及び第2項の決定は、提供申出があった日から14日以内に行うものとする。ただし、第4条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(提供の実施)

第10条 実施機関は、提供申出に係る情報の全部又は一部を提供する旨の決定をしたときは、速やかに、申出者に対し、当該決定に係る情報を提供するものとする。

2 前項の規定による提供は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、閲覧の方法による情報の提供にあっては、実施機関は、当該情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(写しの交付部数)

第11条 情報が記録された公文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。

(費用負担)

第12条 情報が記録された公文書の写しの作成に要する費用は、福井市情報公開条例施行規則(平成15年福井市規則第2号)別表のとおりとする。

2 情報が記録された公文書の写しの送付に要する費用は、当該写しの送付に係る郵送料に相当する額とする。

3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

死者情報提供申出書

※ 所管課受理	※死者情報窓口受理
---------	-----------

福井市長 あて

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

死者情報の提供に関する取扱要綱第4条の規定により、次のとおり死者の個人に関する情報の提供を求める申出をします。

申 出 日	年 月 日
申出に係る情報の内容又は名称	
申 出 を す る 目 的	
提 供 方 法 の 区 分	<input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望する・ <input type="checkbox"/> 郵送を希望しない) <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> その他 ()
死 者 の 氏 名	
死 者 の 最 終 住 所	(郵便番号)

(記入上の注意)

- 1 「申出に係る情報の内容」の欄は、申出に係る死者の個人に関する情報が特定できるように、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 申出の際は、死者情報の提供に関する取扱要綱第3条各号に掲げる者に係る運転免許証、旅券及び戸籍謄本その他第3条各号に掲げる者であることを証明する書類として市長が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 3 郵送による交付を希望する場合は、住民票の写し(発行後30日以内)を提出してください。
なお、郵送にかかる送料は申出者負担になります。
- 4 相続人による申出は、相続した権利義務に関する情報の提供申出をする場合に限りです。
- 5 配偶者等による申出は、相続以外で取得した権利義務に関する情報の提供申出をする場合に限りです。

※印の欄には、記入しないでください。

※ 申 出 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
※ 申 出 者 の 資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
※ 所 管 課	(電話番号)
※ 備 考	

第 号
年 月 日

死者情報提供申出回答書

様

福井市長



年 月 日付けで申出のありました情報の提供について、次のとおり回答します。

申出に係る情報の内容	
情報の提供の実施の方法	<input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送・ <input type="checkbox"/> 手渡し） <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> その他（ ）
情報を提供する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
死者情報を提供する場所	
提供申出回答の種類	<input type="checkbox"/> 全部提供 <input type="checkbox"/> 一部提供 <input type="checkbox"/> 非提供
提供しない部分	
提供しない理由	
※提供が可能になる日及び範囲	年 月 日 (範囲)
所 管 課	(電話番号)
備 考	

注

- 1 法定代理人その他の代理人が提供を受ける際には、この通知書を係員に提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券その他代理人の資格を証明するために必要な書類として市長が適当と認めるものを提出し、又は提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ文書法制課又は所管課までその旨を電話等で連絡してください。
- 3 ※印欄には、情報の一部を提供しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日が記入されますので、その期日以降に情報の提供を希望する場合は、その期日以降に改めて提供申出をしてください。